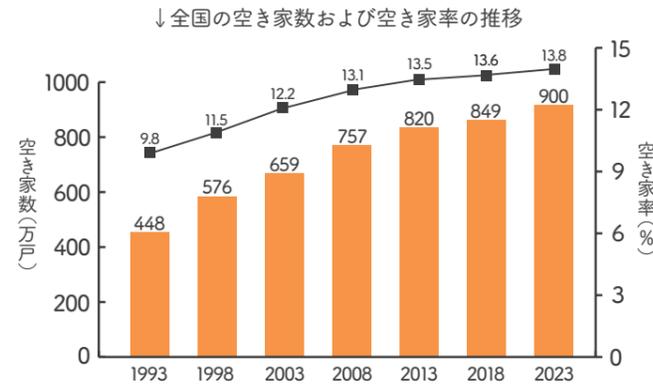


全国的に増える空き家
令和5年で過去最多へ

近年、全国的に深刻な社会問題となっている空き家問題。1978年から全国を対象に総務省が行っている住宅・土地統計調査では、2023年の空き家数は過去最多の約900万戸に達し、これは、総住宅数の13.8%を占め、7軒に1軒が空き家という計算になります。空き家は1993年から30年間で2倍以上に増え、今後増加すると予想されています。

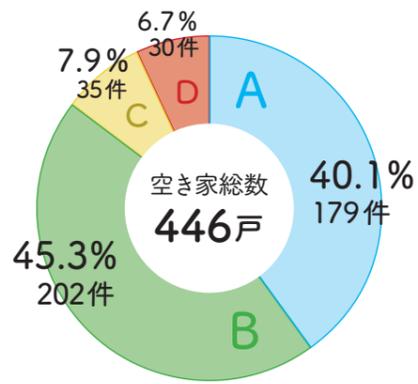


空き家が適切な管理をされずに放置され続けると、老朽化による倒壊や景観の悪化など多岐にわたるリスクが生じます。長年放置され、管理が行き届いていない空き家については、町条例に基づき適切な管理、あるいは除却について助言・指導（行政指導）を行います。それでも改善が見られず、倒壊などの危険が切迫している空き家については、法に基づく「特定空家等」の認定を検討し、勧告・命令といった措置を行っていきます。「特定空家等」に認定され、法による勧告を受けた場合、固定資産税の特例措置が解除され税金の軽減が受けられなくなり、固定資産税が実質6倍になるおそれがあります。

町内でも増加する空き家
計画改定で取り組みを強化

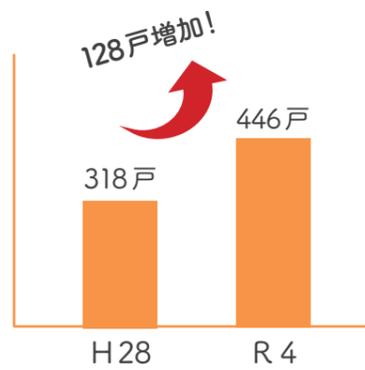
福智町では、空家等実態調査を2度実施し、2016年に318戸だった空き家は、2023年には446戸とわずか7年間で128戸増え、年々、空き家の増加に拍車がかか

福智町空き家の判定結果による分類



判定ランク	判定内容
A	管理に特段問題がなく、現況のまま利用可能
B	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
C	倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難
D	倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能

福智町空き家数



特集 空き家を考える

地域に悪影響を与える空き家が全国的に増え、深刻な社会問題となっています。空き家はだれもが当事者になる可能性がある身近な問題です。今、空き家問題を自分ごととして考えてみませんか。

Interview

福智町空家等対策推進協議会委員
こもり あきひろ
小森 瑛博 弁護士



空き家対策で重要なことは、相続時に弁護士や司法書士などに相談し、手続きをしっかりと行うことです。また、相続前でも事前にご自身が所有している財産を把握し、あらかじめどうするのかなどを家族で話し合い、その内容を遺言書として適切な場所に保管することも重要です。空き家で困っている人で、買い手や譲り手がいないかたは、行政が行っている空き家対策に関する補助金などを活用し、空き家の適切な管理を行ってください。

福智町では、平成30年に策定された「福智町空家等対策計画」を令和5年に改定し、空き家問題に対して、総合的かつ計画的に進める取り組みを強化しました。また、町の移住・定住促進を目的にした空き家バンク制度をはじめ、空き家の解体支援や空き家の利活用を促進する補助金制度などで問題解決に向けた施策を展開しています。(詳細は、P6・P7をご覧ください。)

Information

⚠️ 相続登記は必ず行ってください。

令和6年4月から相続登記が義務化されました。相続人は、不動産を取得した日から3年以内に登記申請を行う必要があります。令和6年4月1日以前に発生した相続についてもさかのぼって義務化の適用対象となりますので、令和9年3月31日までに相続の登記申請を行ってください。正当な理由なく期限内に申請をしなければ、10万円以下の過料が科されるので、相続登記は必ず行ってください。

↓写真はイメージです。

